

議案第20号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を  
別紙のように制定するものとする。

令和7年2月14日提出

磐田市長 草地博昭

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(磐田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 磐田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年磐田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(磐田市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 磐田市職員の給与に関する条例（平成17年磐田市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第28条第3号及び第4号並びに第29条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(磐田市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 磐田市職員退職手当支給条例（平成17年磐田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号及び第5項第2号、第21条の見出し及び同条第1項第1号、第22条第1項第1号並びに第24条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(磐田市法定外道路管理条例の一部改正)

第4条 磐田市法定外道路管理条例（平成17年磐田市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(磐田市普通河川条例の一部改正)

第5条 磐田市普通河川条例（平成17年磐田市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第20条及び第21条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(磐田市消防団条例の一部改正)

第6条 磐田市消防団条例（平成17年磐田市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(磐田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改

正)

第7条 磐田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年磐田市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（広瀬財産区管理条例の一部改正）

第8条 広瀬財産区管理条例（平成17年磐田市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第4条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（岩室財産区管理条例の一部改正）

第9条 岩室財産区管理条例（平成17年磐田市条例第239号）の一部を次のように改正する。

第4条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（虫生財産区管理条例の一部改正）

第10条 虫生財産区管理条例（平成17年磐田市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第4条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（万瀬財産区管理条例の一部改正）

第11条 万瀬財産区管理条例（平成17年磐田市条例第245号）の一部を次のように改正する。

第4条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（磐田市表彰条例の一部改正）

第12条 磐田市表彰条例（平成17年磐田市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第8条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（磐田市小中一貫教育の推進等に係る市費負担教員の任用等に関する条例の一部改正）

第13条 磐田市小中一貫教育の推進等に係る市費負担教員の任用等に関する条例（平成22年磐田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第3号及び第4号並びに第16条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(磐田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第14条 磐田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年磐田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(磐田市職員の退職年金等の給付に関する条例の一部改正)

第15条 磐田市職員の退職年金等の給付に関する条例(昭和37年磐田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第10条第3号及び第27条第2号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第30条中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

第41条第1項中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第3項中「禁こ」を「拘禁刑」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止

前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

磐田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p>(失職の例外)</p> <p>第7条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第7条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p>

磐田市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第29条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第29条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p>

現行	改正案
<p>(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p>

磐田市職員退職手当支給条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第20条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第20条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p>

現行	改正案
<p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) 略</p> <p>6～10 略</p> <p>（退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第21条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第19条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) 略</p> <p>6～10 略</p> <p>（退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第21条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第19条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p>

現行	改正案
<p>2～6 略</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第22条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第19条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第17条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第24条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第24条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第24条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>2～6 略</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第22条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第19条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第17条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第24条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第24条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第24条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>

現行	改正案
5～8 略	5～8 略

磐田市法定外道路管理条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正案
<p>（罰則）</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>2 略</p>	<p>（罰則）</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>2 略</p>

磐田市普通河川条例新旧対照表（第5条関係）

現行	改正案
<p>（罰則）</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役、50万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>第21条 第3条の規定に違反した者又は第4条第1項第7号に違反して汚水、廃液又は坑水を排出した者は、3月以下の懲役、20万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑、50万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>第21条 第3条の規定に違反した者又は第4条第1項第7号に違反して汚水、廃液又は坑水を排出した者は、3月以下の拘禁刑、20万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。</p>

磐田市消防団条例新旧対照表（第6条関係）

現行	改正案
（欠格条項）	（欠格条項）

現行	改正案
第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略	第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略

磐田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表（第7条関係）

現行	改正案
(退職報償金支給の制限) 第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 略	(退職報償金支給の制限) 第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 略

広瀬財産区管理会条例新旧対照表（第8条関係）

現行	改正案
(失職) 第4条 委員が <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当したときは、その職を失う。	(失職) 第4条 委員が <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当したときは、その職を失う。

岩室財産区管理会条例新旧対照表（第9条関係）

現行	改正案
(失職) 第4条 委員が <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその	(失職) 第4条 委員が <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその

現行	改正案
執行を受けることがなくなるまでの者に該当したときは、その職を失う。	執行を受けることがなくなるまでの者に該当したときは、その職を失う。

虫生財産区管理会条例新旧対照表（第10条関係）

現行	改正案
<p>(失職)</p> <p>第4条 委員が禁錮<sup>ミ</sup>以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当したときは、その職を失う。</p>	<p>(失職)</p> <p>第4条 委員が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当したときは、その職を失う。</p>

万瀬財産区管理会条例新旧対照表（第11条関係）

現行	改正案
<p>(失職)</p> <p>第4条 委員が禁錮<sup>ミ</sup>以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当したときは、その職を失う。</p>	<p>(失職)</p> <p>第4条 委員が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当したときは、その職を失う。</p>

磐田市表彰条例新旧対照表（第12条関係）

現行	改正案
<p>(失格)</p> <p>第8条 受彰者が禁錮<sup>ミ</sup>以上の刑に処せられたときは、受彰者としての資格を失う。</p>	<p>(失格)</p> <p>第8条 受彰者が拘禁刑以上の刑に処せられたときは、受彰者としての資格を失う。</p>

磐田市小中一貫教育の推進等に係る市費負担教員の任用等に関する条例新旧対照表（第13条関係）

現行	改正案
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した市費負担教員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した市費負担教員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>
<p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第16条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた市費負担教員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第16条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた市費負担教員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p>

現行	改正案
<p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p>

磐田市個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表（第14条関係）

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5・6 略</p>	<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5・6 略</p>

磐田市職員の退職年金等の給付に関する条例新旧対照表（第15条関係）

現行	改正案
<p>(年金である給付を受ける権利の消滅)</p> <p>第6条 年金である給付(第2号又は第3号の場合にあっては通算退職年金又は通算遺族年金を除く。)を受ける権利を有する者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その権利を失う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 死刑又は無期若しくは3年をこえる<u>懲役若しくは禁この刑</u>に処せられたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)により<u>禁こ</u>以上の刑に処せられたときは、年金である給付(通算退職年金又は通算遺族年金を除く。)を受ける権利を失う。ただし、その在職が退職年金を受けた後である場合は、その再就職によって生じた権利のみを失う。</p>	<p>(年金である給付を受ける権利の消滅)</p> <p>第6条 年金である給付(第2号又は第3号の場合にあっては通算退職年金又は通算遺族年金を除く。)を受ける権利を有する者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その権利を失う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 死刑又は無期若しくは3年をこえる<u>拘禁刑</u>に処せられたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、年金である給付(通算退職年金又は通算遺族年金を除く。)を受ける権利を失う。ただし、その在職が退職年金を受けた後である場合は、その再就職によって生じた権利のみを失う。</p>
<p>(在職期間から除算すべき年月数)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる年月数は、在職期間から除算する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 退職後在職中の勤務に関する犯罪(過失犯を除く。)により<u>禁こ</u>以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた年月数</p> <p>(4) 略</p>	<p>(在職期間から除算すべき年月数)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる年月数は、在職期間から除算する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 退職後在職中の勤務に関する犯罪(過失犯を除く。)により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた年月数</p> <p>(4) 略</p>
<p>(資格のそう失)</p> <p>第27条 職員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その時に引き続いた在職期間に係る給付を受ける資格を失う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 在職中<u>禁こ</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(資格のそう失)</p> <p>第27条 職員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その時に引き続いた在職期間に係る給付を受ける資格を失う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 在職中<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(3) 略</p>
<p>第30条 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有するものが3年以下の<u>懲役又は禁この刑</u>に処せられたときは、その月の翌月から刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなるに至る月までその支給は停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、停止しない。その言渡し</p>	<p>第30条 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有するものが3年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられたときは、その月の翌月から刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなるに至る月までその支給は停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、停止しない。その言渡し</p>

現行	改正案
<p>を取り消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなるに至る月までその支給を停止する。</p> <p>(遺族年金の停止)</p> <p>第41条 遺族年金を受ける権利を有する者が3年以下の懲役又は禁この刑に処せられたときは、その月の翌月から刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなるに至る月までの間その支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡を受けたときは停止しない。その言渡を取り消されたときは、取消の翌月から刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなるに至る月までその支給を停止する。</p> <p>3 前項の規定は禁こ以上の刑に処せられ刑の執行中又はその執行前にある者に対して遺族年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。</p>	<p>を取り消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなるに至る月までその支給を停止する。</p> <p>(遺族年金の停止)</p> <p>第41条 遺族年金を受ける権利を有する者が3年以下の拘禁刑_____に処せられたときは、その月の翌月から刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなるに至る月までの間その支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡を受けたときは停止しない。その言渡を取り消されたときは、取消の翌月から刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなるに至る月までその支給を停止する。</p> <p>2 前項の規定は拘禁刑以上の刑に処せられ刑の執行中又はその執行前にある者に対して遺族年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。</p>